

泉佐野丘陵緑地官民連携事業化方策検討業務委託

公募型プロポーザル

実 施 要 領

泉佐野市

1 目的

本実施要領は、泉佐野市（以下「市」という。）が、泉佐野丘陵緑地官民連携事業化方策検討業務委託（以下「本業務委託」という。）に係る受注候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するにあたり、必要となる事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称 泉佐野丘陵緑地官民連携事業化方策検討業務委託
- (2) 業務の場所 泉佐野市上之郷地内
- (3) 業務の内容
 - ・官民連携による管理運営手法や民間施設導入手法等の検討
 - ・民間事業者へのサウンディング 他※詳細は、仕様書を参照のこと。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日
- (5) 提案限度額 金9,999,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 プロポーザル 主要スケジュール

内 容	日 程
実施要領等の市HPでの公表	令和6年5月16日（木）
質問書の受付期限	5月22日（水）
質問書への回答	5月27日（月）
参加申込書及び提案書等の提出期限	6月 3日（月）
プレゼンテーションの実施	6月17日（月）
審査結果通知	6月21日（金）
契約の締結、結果の公表及び業務の開始	6月28日（金）頃

4 参加資格

プロポーザルの参加は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年度測量・建設コンサルタント等泉佐野市入札参加資格登録業者名簿に都市計画及び地方計画を希望業種として1年以上登録されていること。且つ、国土交通省の参加資格として、都市計画及び地方計画の登録されていること。
- (3) 国、公共法人、国土交通省令で定める法人またはその他の法人が発注し、公共施設に係る民間事業者公募の支援に関する業務及びサウンディング調査を行った実績があること。ただし、対象とする実績は日本国内の業務かつ平成26年4月1日から令和6年3月31日までに業務が完了したもの（共同企業体の構成員として行った場合においては、代表者として行ったもの）に限る。
- (4) 本業務の配置予定担当者は、国、地方公共団体、公共法人、国土交通省令で定める法人またはその他の法人が発注し、公共施設に係る民間事業者公募の支援に関する業務及びサウンディング調査を行った業務、または公共施設に係る計画や設計等に関する業務において、総括担当者または主担当者としての実績があること。ただし、対象とする実績は、日本国内の業務かつ平成26年4月1日から令和6年3月31日までに業務が完了したものに限る。
- (5) 泉佐野市入札参加資格停止要綱に基づく資格停止又は資格保留の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- (7) 提案書等の提出期限までにおいて、直近の納税証明書（国税及び地方税において泉佐野市入札参加資格登録審査申請時に求める証明書）を提出できること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）の決定を受けていること。
- (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (10) 個人情報保護法に基づき、近畿圏の土木、建築、都市・環境基盤整備に係わる調査、測量、計画、設計、情報処理、事業支援、工事監理等に関わるコンサルティング業務において、ISMS(Information Security Management System：情報セキュリティマネジメントシステム)を取得した者、又はプライバシーマークを取得している者で、外部へ情報漏洩が無いよう、徹底した管理を実施できる者であること。

5 担当課（問合せ先）

泉佐野市 都市整備部 道路公園課

所在地：〒598-8550泉佐野市市場東1丁目1番1号

電話： 072-463-1212(代)

FAX：072-464-9314

電子メール：dourokouen@city.izumisano.lg.jp

6 プロポーザル関係資料の公表について

(1) 実施要領、選定基準、仕様書等

令和6年5月16日（木）に市ホームページにおいて公表しますので、ダウンロードして取得してください。

(2) 資料等に関する質問・回答について

① 質問受付期間

プロポーザル関係資料の公表から 令和6年5月22日（水）の正午まで（必着）

② 質問書提出方法

指定の質問書（様式第6号）に記入の上、FAX又は電子メール添付により、担当課に提出（送信）してください。提出（送信）後に、提出（送信）した旨を担当課に連絡してください。

③ 回答

令和6年5月27日（月）に、市ホームページにおいて回答。

④ その他

回答は本実施要領と一体のものとして、同等の効力を持つものとします。受付期間を過ぎた質問、参加者以外の方からの質問、指定方法以外での質問、本業務に直接関係しない質問等については、一切受け付けませんのでご注意ください。また、本プロポーザルについての審査基準にかかる内容、他の参加者に関する一切の内容についての質問も受け付けませんので、併せてご注意ください。

7 提案書類の提出について

(1) 提案書について

- ① 提出部数 正本1部、 副本（写し）5部※

※ 副本の表紙及び企画提案様式書類には、参加者名（会社名等）を記載しないでください。

8 審査

- (1) 審査方法は、別に定める「泉佐野丘陵緑地官民連携事業化方策検討業務委託プロポーザル評価審査委員会」が提案書及びプレゼンテーションの評価及び審査を行い、提出された提案書及び見積書の総合評点の最も高く、かつ70点以上の提案者を委託業務の最優秀候補者として選定します。なお、最も総合評点が高い提案者が複数ある場合は、次の順序により決定します。
 - ① 見積書の価格が低い者
 - ② 「実施方針・内容」「業務への理解」の合計点数が高い者
 - ③ 「実施体制」の点数が高い者
- (2) 審査は、別に定める項目及び基準により行います。
- (3) ヒアリングの実施
不適切と思われる低額な価格提案の場合、又提案書の内容に疑義がある場合は、必要に応じヒアリングや確認資料の提出を求める場合があります。
- (4) 提案事業者が1社のみの場合
提案事業者が1社のみの場合であっても、提出された提案書及び見積書の総合評点が70点以上であることを条件として、評価審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

9 審査結果等の通知及び公表

- (1) 審査結果は、すべての参加事業者に通知します。なお、審査結果に関する異議申し立ては、一切受け付けないものとします。
- (2) 審査結果の公表は、次の項目について契約締結後速やかに行います。
 - ① 契約締結者の名称及び評価点及び契約金額
 - ② プロポーザル全参加者の名称
 - ③ プロポーザル全参加者の評価点
 - ④ その他必要な事項

10 業務委託契約の締結等

- (1) 選定された最優秀候補者を優先交渉権者として、協議を経て、業務委託契約を締結します。
- (2) 優先交渉権者との契約締結が成立しなかった場合は、審査結果の総合評点が上位の参加業者から契約締結に向けた協議をすることができる。なお、総合評点が同点の者が複数ある場合は、8審査(1)審査方法に準じ決定する。

11 プロポーザル参加資格の取り消し及び失格等

- (1) プロポーザル参加資格の確認通知書を受けた者が、契約締結までの間に泉佐野市契約事務取扱要綱第34条第1項第8号ア及び第41条第1項に該当することとなった場合は、その指名を取り消し、又は、失格とする。
- (2) プロポーザル参加資格の確認通知書を受けた者が、提出書類を提出期限内に指定の提出方法及び提出場所に提出しなかった場合並びに提出書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。
- (3) プロポーザル参加資格の確認通知書を受けた者は、失格等の規定に該当することとなった場合は、速やかにその事実を担当課まで届け出なければならない。なお、届出が無く、後日その事実が判明した場合は、資格停止等の措置を講じる場合がある。

1 2 提案等の無効及び辞退

(1) 以下のいずれかに該当する場合、提案は無効又は辞退とします。

- ① 参加資格のない者が行った提案
- ② 提案書等その他一切の書類に虚偽の記載をした者が行った提案
- ③ 記載事項が不明なもの又は提案書に記名押印のないもの
- ④ 提案書類が不足しているとき
- ⑤ その他配布資料等において示した応募に関する条件に違反したとき
- ⑥ 提案書受付締切日までに提案されない又は到着しないとき
- ⑦ その他、当市の指示した事項に違反したとき

(2) 当プロポーザルへの参加・不参加及び辞退は自由であり、不参加・辞退に対する不利益な扱いは行いません。ただし、辞退する場合は、できるだけ早い段階で「辞退届（任意様式）」を担当課へ提出してください。